

個別施設計画【道路のり面:特定道路土工構造物】

岡崎市  
令和2年4月策定

No.	施設名			所在地	延長 (m)	最大のり高 (m)	判定 区分	点検 年度	点検・修繕計画 (点検:● 修繕工事:○)						講ずる 措置の 内容	対策の 概算費用
	市道名	(フリガナ)	施設種別						2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2023 (R6)		
1	市道 大平田口線	(シドウ オオヒラタグチセン)	盛土のり面	高隆寺町字前田	65	11	II	●						●	—	—
2	市道 高隆寺洞線	(シドウ コウリュウジホラセン)	盛土のり面	洞町字セツ池	477	27	II	●						●	—	—
3	市道 中央総合公園東公園線	(シドウ チュウオウソウゴウコウエンヒガシコウエンセン)	切土のり面	欠町字天上田	265	19	II	●						●	—	—

1 計画期間

計画期間はメンテナンスサイクルを確実に推進するため、特定土工構造物は5年を基本とする。(次期点検は予算平準化を図るため点検はR7とする。)

2 優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう対応する。

優先順位については、損傷程度や損傷位置からみる施設の健全度、迂回路の可否、ネットワークの重要性等から総合的に判断する。

※健全度区分凡例

「I」・・・構造物の機能に支障が生じていない状態

「II」・・・構造物の機能に支障が生じてないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

「III」・・・構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

「IV」・・・構造物の機能に支障が生じている又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態